

訪問看護ステーション住ま居る運営規程

(事業の目的)

第1条 株式会社 YUKAIGO が開設する訪問看護ステーション住ま居る(以下「ステーション」という。)が行う指定訪問看護及び指定介護予防訪問看護の事業(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、ステーションの看護職員、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士(以下「看護職員等」という。)が、要介護状態(介護予防にあつては要支援状態)であり、主治の医師が必要を認め高齢者に対し、適正な事業の提供を目的とする。

(運営の方針)

第2条 指定訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要介護者の心身の特性を踏まえて、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援する。

2 指定介護予防訪問看護の提供に当たって、ステーションの看護職員等は、要支援者が可能な限りその居宅において、自立した日常生活を営むことができるよう、その療養生活を支援するとともに、利用者の心身の機能の維持回復を図り、もって利用者の生活機能の維持又は向上を目指すものとする。

3 事業の実施に当たっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスとの綿密な連携を図り、総合的なサービスの提供に努めるものとする。

(事業所の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- ① 名称 訪問看護ステーション住ま居る
- ② 所在地 岐阜県多治見市笠原町 2455-714

(職員の職種、員数及び職務の内容)

第4条 ステーションに勤務する職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

(1)管理者 1名(常勤兼務 1名)

管理者は、ステーションの従業者の管理及び事業の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うとともに自らも事業の提供に当たる。

(2)看護職員 常勤換算3名以上

看護師は、訪問看護計画書及び訪問看護報告書(介護予防訪問看護計画書及び訪問看護報告書を含む。)を作成し、事業の提供に当たる。

(3)リハビリスタッフ(理学療法士・作業療法士・言語聴覚士) 1名以上

リハビリスタッフは、訪問看護計画に基づき事業の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 ステーションの営業日及び営業時間は、次のとおりとする。

- ② 営業日 月曜日から金曜日までとする。ただし、12月30日から1月3日までを除く。
- ③ 営業時間 午前9:00から午後17:00までとする。
- ④ 緊急時は電話等により、24時間常時連絡が可能な体制とし、必要時には緊急対応を行う。

(事業の内容)

第6条 事業の内容は次のとおりとする。

- ① 病状・障害の観察
- ② 清拭・洗髪等による清潔の保持
- ③ 食事および排泄等日常生活の世話
- ④ 床ずれの予防・処置

- ⑤ リハビリテーション
- ⑥ ターミナルケア
- ⑦ 認知症患者の看護
- ⑧ 療養生活や介護方法の指導
- ⑨ カテーテル等の管理
- ⑩ 関係施設との医療連携・管理・指導
- ⑪ その他医師の指示による医療処置

(利用料等)

第7条 事業を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該事業が法定代理受領サービスであるときには、介護報酬告示上の額に各利用者の介護保険負担割合証に記載された負担割合を乗じた額とする。

2 次条の通常の実施地域を越えて行う事業に要した交通費は、その実施地域を越えた地点から自宅までの交通費の実費を徴収する。なお、自動車を使用した場合の交通費は、次の額を徴収する。

- ① 実施地域を越えた地点から、片道 5 キロメートル未満 100円
- ② 実施地域を越えた地点から、片道 10 キロメートル以上 200円

3 死後の処置料は、15,000 円とする。

4 前二項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名(記名押印)を受けることとする。

(通常の実業の実施地域)

第8条 通常の実業の実施地域は、多治見市、土岐市、瑞浪市とする。

(緊急時等における対応方法)

第9条 看護職員等は、訪問看護を実施中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときは、必要に応じて臨時応急の手当を行うとともに、速やかに主治の医師に連絡し、適切な処置を行うこととする。また、家族、担当の介護支援専門員に連絡をおこなうものとする。

(苦情処理)

第11条 事業所は提供したサービスに係る利用者及びその家族からの苦情を迅速かつ適切に対応するために苦情を受け付けるための窓口を設置し、その対応方法を次の通りとする。

- ① 担当者を設置する。
- ② 苦情を受けた内容を記録する。
- ③ 市町村等行う調査、文書その他物件の提出、質問若しくは照会に応じ、市町村等からの指導、助言を受けた場合、それに従い必要な改善を行う。
- ④ 市町村等から求めがあった場合、前項の改善内容を報告する。

(その他運営についての留意事項)

第 10 条 ステーションは、看護職員等の質的向上を図るための研修の機会を設けるものとし、また、業務体制を整備する。

2 従業者は業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

4 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は株式会社 YUKAIOと訪問看護ステーションの管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(虐待防止に関する事項)

第 11 条 事業所は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を定期的で開催するとともに、その結果について、従業員に周知徹底を図る。
- (2) 虐待の防止のための指針を整備する。

- (3) 従業員に対し、虐待防止のための研修を定期的実施する。
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置く。
- 2 事業所はサービス提供中に、当該事業所従業員又は養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村に通報するものとする。

(事業継続計画)

第12条 業務継続計画(BCP)の策定にあたって、感染症や災害が発生した場合でも、利用者が継続して指定通所介護及び日常生活支援総合事業通所型サービスの提供を受けられるよう、業務継続計画を策定するとともに、その計画に従い必要な研修及び訓練を実施するものとする。

(衛生管理)

第13条 感染症の予防及び蔓延防止に努め、感染防止に関する会議等においてその対策を協議し、対応指針等を作成し提示を行う。また、研修会や訓練を実施し、感染対策の資質向上に努める。

- 附 則 この規程は、平成29年5月1日から施行する。
この規程は、平成31年4月1日から施行する。
この規程は、令和2年5月1日から施行する。
この規程は、令和2年9月1日から施行する。
この規程は、令和3年1月1日から施行する。
この規程は、令和3年5月1日から施行する。
この規程は、令和3年9月1日から施行する。
この規程は、令和4年4月1日から施行する。